

議案第30号

八幡浜市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について  
 標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市漁港管理条例の一部を改正する条例

八幡浜市漁港管理条例（平成17年条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（危険物等についての制限）</p> <p>第5条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ、碇泊、停留又は係留（以下「停係泊」という。）をしてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（危険物等についての制限）</p> <p>第5条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ、碇泊、停留又は係留（以下「停係泊」という。）をしてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（陸揚げ、輸送等の区域における利用の調整）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 市長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所又は時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（陸揚げ、輸送等の区域における利用の調整）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 市長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所又は時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>（占用の許可等）</p> <p>第9条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（占用の許可等）</p> <p>第9条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

3 第1項の占用の期間は、10年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においてはこの限りでない。

(利用料等)

第13条 (略)

2 (略)

3 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料等を減額し、又は免除し、若しくは分納させることができる。

4 (略)

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転、除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設を設置すること、若しくは原状の回復を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

3 第1項の占用の期間は、1月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年)を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においてはこの限りでない。

(利用料等)

第13条 (略)

2 (略)

3 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料等を減額し、又は減免し、若しくは分納させることができる。

4 (略)

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転、除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること、若しくは原状の回復を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

改正後				
別表第1 使用料				
種別	目的	分類及び単位	金額	摘要
係船料	船舶の係留	総トン数1トンにつき1日。ただし、八幡浜港に船籍を有する船舶は継続して15日間。その他の船舶は継続して7日間以内の場合は徴収しない。	1.61円	総トン数5トン未満の船舶は徴収しない。
物揚場使用料	接岸荷役及び漁獲物等一時置場	1平方メートルにつき1日。ただし、3日以内の一時利用は徴収しないが4日以上に及ぶ場合は利用の日から徴収する。	1.61円	
魚市場使用料	鮮魚介の荷捌	1平方メートルにつき1日	2.13円以内	
漁業用倉庫使用料	飼料の保管及び漁船漁具の保管、修理等	1平方メートルにつき1月	320円	1月に満たない場合は、1日 <u>10.7円</u> /m <sup>2</sup> とする。
備考				
1 別表第1は第3種漁港施設について適用する。				
2 1トン未満の端数及び1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件が1トン未満又は1平方メートル未満のときは、1トン又は1平方メートルとする。				
3 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、1件の金額が10円未満のときは、10円とする。				
別表第2 占用料				

改正前				
別表第1 使用料				
種別	目的	分類及び単位	金額	摘要
係船料	船舶の係留	総トン数1トンにつき1日。ただし、八幡浜港に船籍を有する船舶は継続して15日間。その他の船舶は継続して7日間以内の場合は徴収しない。	1.58円	総トン数5トン未満の船舶は徴収しない。
物揚場使用料	接岸荷役及び漁獲物等一時置場	1平方メートルにつき1日。ただし、3日以内の一時利用は徴収しないが4日以上に及ぶ場合は利用の日から徴収する。	1.58円	
魚市場使用料	鮮魚介の荷捌	1平方メートルにつき1日	2.10円以内	
漁業用倉庫使用料	飼料の保管及び漁船漁具の保管、修理等	1平方メートルにつき1月	314円	1月に満たない場合は、1日 <u>10.5円</u> /m <sup>2</sup> とする。
備考				
1 別表第1は第3種漁港施設について適用する。				
2 1トン未満の端数及び1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件が1トン未満又は1平方メートル未満のときは、1トン又は1平方メートルとする。				
3 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、1件の金額が10円未満のときは、10円とする。				
別表第2 占用料				

(表略)

備考

- 1 別表第2は第3種漁港施設について適用する。
- 2 1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件が1平方メートル未満のときは1平方メートルとする。
- 3 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、1件の金額が10円未満のときは、10円とする。
- 4 占用期間が1箇月に満たないときは、その期間に応じた占用料に100分の110を乗じて得た額とする。

別表第3

土砂等の採取料

種目	単位	金額	摘要
土砂	1立方メートル	53.5円	
砂利	1立方メートル	53.5円	
栗石	1立方メートル	85.5円	
転石又は岩石	1立方メートル	320円	

備考

- 1 1立方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件の採取体積が1立方メートル未満のときは、1立方メートルとする。
- 2 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表第4

水域及び公共空地占用料

(表略)

備考

- 1 1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件の占用面積が1平方メートル未満のときは、1平方メートルとする。
- 2 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 3 占用期間が1箇年に満たないときは、この表に掲げる料金の12分の1に相当する額を1箇月の料金とし、その期間が1箇月に満たないときは、その期間に応じた占用料に100分の110を乗じて得た額とする。

(表略)

備考

- 1 別表第2は第3種漁港施設について適用する。
- 2 1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件が1平方メートル未満のときは1平方メートルとする。
- 3 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、1件の金額が10円未満のときは、10円とする。
- 4 占用期間が1箇月に満たないときは、その期間に応じた占用料に100分の108を乗じて得た額とする。

別表第3

土砂等の採取料

種目	単位	金額	摘要
土砂	1立方メートル	52.5円	
砂利	1立方メートル	52.5円	
栗石	1立方メートル	83.9円	
転石又は岩石	1立方メートル	314円	

備考

- 1 1立方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件の採取体積が1立方メートル未満のときは、1立方メートルとする。
- 2 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表第4

水域及び公共空地占用料

(表略)

備考

- 1 1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件の占用面積が1平方メートル未満のときは、1平方メートルとする。
- 2 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 3 占用期間が1箇年に満たないときは、この表に掲げる料金の12分の1に相当する額を1箇月の料金とし、その期間が1箇月に満たないときは、その期間に応じた占用料に100分の108を乗じて得た額とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の八幡浜市漁港管理条例（以下「新条例」という。）第5条第1項、第7条第2項、第9条第3項、第13条第3項及び第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 新条例別表第1から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る利用料等及び土砂採取料等について適用し、同日前に発する納入通知書に係る利用料等及び土砂採取料等については、なお従前の例による。

## 提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

